

令和3年2月4日

保育利用（2・3号認定子ども）の保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

緊急事態宣言の延長に伴う幼保連携型認定こども園の利用について

日頃より、保護者の皆様には、幼保連携型認定こども園における新型コロナウイルス感染拡大防止の取組にご理解、ご協力いただいていることに感謝申し上げます。

令和3年2月2日付で政府による「緊急事態宣言」の対象期間が、令和3年3月7日まで延長されました。そのため、本市における幼保連携型認定こども園（保育利用）の利用については、令和3年1月8日付で保護者の皆様にお知らせした「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の利用について」の取り扱いを令和3年3月7日まで継続することとします。

引き続き、本市からの登園自粛要請は行わず、利用料や幼保連携型認定こども園（保育利用）の利用に関する対応内容に変更はありませんが、1月8日付のお知らせにおいて分かりづらい記載内容もあったことから、幼保連携型認定こども園（保育利用）の利用については、以下のとおり記載を改めます。また、施設に対しては、改めて必要な時間の保育を提供していただくように依頼いたします。

1 幼保連携型認定こども園（保育利用）の利用にあたってのお願い

施設の皆様に対しては、感染防止策を徹底しつつ、原則開所をお願いしていることから、育児休業中も含め、通常どおり利用が可能です。

幼保連携型認定こども園における保育利用は、日頃からお願いしているところではありますが、今回の緊急事態宣言中におきましても、ご家庭での保育ができる場合にはお休みいただくなど、必要な範囲でご利用いただくようお願いいたします。

（利用にあたってのお願い）

- ・仕事がお休みの日などには幼保連携型認定こども園における保育利用もお休みする
- ・在宅勤務の日については、通勤に要していた時間帯を除き、勤務時間に応じた利用とする など

2 その他

（1）本市から登園自粛要請は行わないことから、令和3年3月7日までの期間中の利用料（保育料）について、登園日数に応じた減額は行いません。（1月8日付のお知らせから変更はありません。）

※園の職員や園児に新型コロナウイルスの感染者が発生し、休園した場合や横浜市として児童に登園自粛の要請を行った場合には、登園しなかった日数に応じて利用料を減額します。

（2）園児や職員がり患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合などは、臨時休園とすることもあります。

<問い合わせ先>

保育・教育運営課

FAX : 664-5479

【保育利用について】

671-3564

【利用料について】

671-0255